

平成18年5月19日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. モニタリング調査の代執行について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6277）

市は、先に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第19条の8第1項の規定に基づいて、モニタリング調査について代執行をする旨決定したことをお知らせしましたが、次のとおり代執行に着手することとしました。

- (1) 日 時 平成18年5月22日(月)午前10時より
- (2) 場 所 株式会社善商敷地内
- (3) 当日の作業内容
斜面モニタリング調査準備作業及び観測

※

- ①「代執行宣言文」の読み上げ・・・・・・・・環境事業部長
- ②調査業者の作業車両入場・・・・・・・・委託業者
- ③準備作業及び観測の開始・・・・・・・・委託業者数名